

平成19年度の入札・契約制度改正の概要について

1 施工体制事前提出方式（オープンブック方式）の改正（平成19年2月15日～）

改正内容：調査基準価格の改正

現行 → 調査基準価格＝純工事費×80%＋現場管理費×60%＋一般管理費×50%
(調査基準価格≧7.5/10)

改正 → 調査基準価格＝純工事費×**85%**＋現場管理費×60%＋一般管理費×50%
(調査基準価格：**下限値の廃止**)

改正理由：工物品質の確保を図るため、純工事費の数値基準を平成18年度の入札の実態に合わせて改正するもの。

また、調査基準価格の下限値設定により、安易な下限値狙いと思われる応札が増加していることから、適正な競争環境の確保を図るため下限値を廃止するもの。

2 1者応札における入札執行の試行（平成19年2月15日～）

改正内容：1者応札を有効とする入札を試行する。

現行 → 1者応札は、中止としている。

改正 → **1者応札であっても入札を有効として開札し、入札の適格性を検証する。**

改正理由：1者のみの応札については、競争性が歪められてしまった可能性が完全に払拭できないとして、平成16年度から入札を中止している。

しかし、1者入札の案件が増加し、応札者の負担増や適正な工期の設定等に支障が生じていることから、1者入札の適格性を検証するため、入札執行を試行するもの。

3 混合入札方式の導入（平成19年4月1日～）

改正内容：JV（特定建設工事共同企業体）と単体企業による混合入札方式の導入
(適用要件等については、現行「宮城県建設工事共同企業体運用基準」を準用する)

現行 → 特定JV（特定建設工事共同企業体）のみの一般競争入札の実施。

改正 → 特定JV（特定建設工事共同企業体）**＋単体企業による混合入札方式の導入。**

改正理由：ダム、トンネル、橋梁工事等技術的に高度で事業費の大きな工事の施工に際して、技術力の結集により効果的な施工を確保することを目的に特定建設工事共同企業体による発注ができることとしている。しかし、JV編成時に受注者同士の調整が図られることが懸念される等の弊害が指摘されていることから、一層の競争環境の整備を図るため、特定JV対象工事であっても単独で確実かつ円滑に施工できる有資格者がいるときは入札に参加できるようにするもの。

4 建設関連業務の履行能力確認調査における数値的判断基準の改正（平成19年4月1日～）

改正内容：数値的判断基準の改正

| | 現 行 | 改 正 |
|----------|------------------------|-----------------|
| 調査基準価格 | 設計額×0.6 | 同 左 |
| 失格判断基準額1 | 直接業務費相当額×0.6未満（失格） | 同 左 |
| 失格判断基準額2 | 諸経費相当額×0.35未満 | 同 左 |
| 失格判断基準額3 | 入札金額下位3～5者平均×0.9未満（失格） | → 0.95未満 |

改正理由：市場性や採算性を度外視した極端な低価格入札を排除するため、建設工事における失格基準に併せ失格判断基準額3を改正するもの。

5 最下位ランク工事及び建設関連業務の予定価格事前公表制度の実施（平成19年4月1日～）

改正内容：試行から実施に改正する。

現行 → 最下位ランク工事及び建設関連業務の予定価格事前公表の試行
 改正 → 最下位ランク工事及び建設関連業務の予定価格事前公表の**実施に改正する。**

改正理由：建設工事の最下位ランク工事及び建設関連業務の入札にあたっては、指名競争入札により実施しているところであるが、平成17・18年度の予定価格事前公表の試行結果を踏まえ、透明性の一層の確保を図るとともに、平成19年度の電子入札の全面導入に伴い、複数回数の入札による受注者並びに発注者の負担増を軽減し、電子入札の円滑な執行を図るため、予定価格の事前公表を実施するもの。

6 総合評価落札方式の改正（平成19年4月1日～）

改正内容：価格に対する評価基準の改正

現 行 比例・緩和型 → 改 正 緩和型

価格に対する評価点

改正理由：総合評価方式の落札率は、総合評価方式以外の一般競争入札に比べ2.5ポイント低くなっている。この要因は総合評価方式における価格に対する評価手法にあると考えられることから、価格以外の評価がより落札結果に反映されるよう現行の価格評価点の算出方法を改正するもの。

7 建設工事における施工能力審査型競争入札方式の廃止（平成19年4月1日～）

廃止理由：総合評価落札方式の導入により技術的評価手法の確立がなされたため。

8 建設関連業務における公募型指名競争入札方式の改善（試行の継続）

改正内容：資格審査方法の改正及び対象業務の拡大

①資格審査方法の改正

| | 審査方法 | 審査 事 項 |
|-----|--------------|--|
| 現 行 | 事前審査 | 業種、等級、会社の実績、所在地、配置予定管理技術者等 |
| 改 正 | 事前審査 事後審査 | 業種、等級、会社の実績、所在地等、 配置予定管理技術者（照査技術者含む） |

②対象業務の拡大

現行 → 測量業務 : 航空測量、深淺測量、換地確定測量を除く業務
 建設コンサルタント業務 : 技術経費率が20%のもの
 地質調査業務 : 解析業務等を含まない業務

改正 → 測量業務 : 航空測量、深淺測量、換地確定測量を除く業務
 建設コンサルタント業務 : 技術経費率が20%～30%のもの
ただし、30%の業務は、業務計画書の提出
 地質調査業務 : 解析業務等を含まない業務

改正理由：①事務作業の軽減を図るため、資格審査方法の簡素化を図るもの。
 ②高い技術力を求める業務への地元業者の参入機会の確保を図るため、対象業務の範囲を拡大するもの。